

品川区特定子ども・子育て支援施設等指導監査実施要綱

制定 令和6年9月30日 区長決定 要綱第309号

(趣旨)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第30条の3において準用する法第14条第1項および第58条の8第1項の規定に基づき実施する、特定子ども・子育て支援施設等(法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援施設等をいう。以下同じ。)に対して行う指導および監査について、基本的事項を定める。

(指導および監査の目的)

第2条 指導および監査は、特定子ども・子育て支援施設等に対し、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号。以下「運営基準」という。)第53条から第61条までを遵守させ、区における施設等利用費の支給事務の適正性を確保することを目的とする。また、監査の実施は、区長が事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置をとることを目的とする。

(指導および監査の対象)

第3条 この要綱に基づく指導および監査の対象は、法第58条の2に規定する確認を受けた特定子ども・子育て支援施設等とする。

(指導基準)

第4条 区長は、運営基準、関係法令等を集約した基準を別に定め、その基準における評価区分は、別紙「評価区分」に沿って定める。

(指導方針等)

第5条 指導方針等については、次のとおりとする。

(1) 指導方針

区は、特定子ども・子育て支援施設等に対し、運営基準第53条から第61条までの規定の内容について周知徹底させるとともに、施設等利用費の支給における過誤・不正の防止を図るため指導を実施する。

(2) 計画的な指導の実施

特定子ども・子育て支援施設等に対する指導の年間計画や実施スケジュールを策定し、効率的・効果的な実施に努めるとともに、指導の結果を通知する手段、時期、指摘

事項への改善指導および改善結果の確認方法等を明確化し、公表すべき事項を含め、これを着実に実施する。

(指導等の形態)

第6条 第2条に規定する指導は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により実施するものとする。

- (1) 集団指導 運営基準等の遵守に関して、特定子ども・子育て支援提供者(法第30条の11第3項に規定する特定子ども・子育て支援提供者をいう。以下同じ。)を一定の場所に集める講習等の方法または運営基準等の内容について動画を作成し、インターネット上で公表し視聴させる等の方法により行うことができる。
- (2) 実地指導 特定子ども・子育て支援施設等において、提出された書面に関する質問等を行うとともに、必要と認める場合は、運営基準の遵守に関する各種指導等を行う方法。ただし、認可外保育施設のうち居宅訪問型保育事業の実地指導は、現に従事する保育現場とは別の場所で行うことができる。

(集団指導の対象の選定等)

第7条 区長は、次に該当する特定子ども・子育て支援施設等を集団指導の対象として選定する。

- (1) 法第58条の11第1項の規定に基づく法第30条の11第1項の確認の公示後、概ね1年以内の特定子ども・子育て支援施設等
 - (2) 制度改正や、過去の指導事例等に基づき指導等が必要と認められる特定子ども・子育て支援施設等
- 2 区長は、集団指導の対象とする特定子ども・子育て支援施設等を選定したときは、当該特定子ども・子育て支援提供者に、集団指導の日時、場所および指導内容等を文書により通知する。

(集団指導の方法等)

第8条 集団指導は、特定子ども・子育て支援施設等の運営基準、制度改正の内容および過去の指導事例等の内容説明を講習等の方式で行う。もしくは、その内容について動画を作成し、インターネット上で公表し視聴させる等をとおして行うことができる。

- 2 集団指導を欠席した特定子ども・子育て支援提供者等には、当日使用した書類を送付する等、必要な情報提供に努め、直近の機会に改めて集団指導の対象とする。

(実地指導の対象の選定等)

第9条 実地指導は、全ての特定子ども・子育て支援施設等に対し、定期的かつ計画的に実施する。

- 2 区長は、集団指導の実施状況、区が行う指導監督および立入調査等に関する事務の状況等、区の実施体制等を勘案し、次に該当する特定子ども・子育て支援施設等を实地指導の対象として選定する。
 - (1) 運営基準等の遵守状況、前年度の实地指導の結果から文書による指摘事項への改善を求めたが未実施であること等により、指導等が必要と認められる特定子ども・子育て支援施設等
 - (2) 前号に掲げるもののほか、特に区が实地指導の必要があると認める特定子ども・子育て支援施設等
- 3 实地指導は、児童福祉法に基づく一般指導検査と同時に实地指導を行う場合は、原則として同検査の実施周期に合わせるものとする。
- 4 区長は、实地指導の対象とする特定子ども・子育て支援施設等を選定したときは、当該特定子ども・子育て支援施設等の設置者に实地指導の日時、場所および指導内容等を文書にて通知する。ただし、必要と認める場合には、検査の開始時に文書を交付することによって行うことができる。

(实地指導の方法等)

- 第10条 实地指導は、特定子ども・子育て支援施設等において、運営基準の順守状況について約半日程度を目途に実施するものとし、实地指導の終了時に、実施場所において、特定子ども・子育て支援施設等の代表者(以下「代表者」という。)、面談に対応した担当者等に対し、实地指導結果の講評を行う。
- 2 实地指導の実施体制は、次の事項に留意するものとする。
 - (1) 幼児教育・保育の無償化および会計に係る知識と経験を有する者を含める。
 - (2) 実施指導の対象件数と実施スケジュールに応じて、同時に複数箇所への実施が必要な場合が生じることに留意する。
 - (3) 实地指導に十分な体制が確保できない場合は、限られた体制においても全ての实地指導ができるよう、事前に提出を受ける書類を庁内で十分に検査するために人員と期間を用意する等の対応をとる。
 - (4) 新制度移行済み幼稚園および認定こども園が実施する預かり保育事業に対する实地指導は、幼稚園および認定こども園に対する施設型給付費の支給に係る实地指導の際に行うなど、効率的に実施する。
 - 3 区長は、实地指導の結果、改善を要すると認められた事項については、後日、代表者に対して文書により指導内容の通知を行うものとし、改善を要すると認められる事項がない場合も、文書により通知を行う。
 - 4 区長は、前項の文書により通知した指摘事項の改善を要すると認められる指摘事項については、当該通知の日から30日以内に文書により改善報告を求めるものとする。

(監査への変更)

第11条 区長は、実地指導中に、次に掲げる状況を確認した場合は、実施指導を中止し、直ちに監査を行うことができる。

- (1) 特定子ども・子育て支援施設等において著しい運営基準違反が確認された場合
 - (2) 特定子ども・子育て支援施設等および施設等利用給付認定保護者(法第30条の5第3項に規定する施設等利用給付認定保護者をいう。以下同じ。)の施設等利用費の請求に、著しい不当が疑われる場合
 - (3) 意図的な隠ぺい等の悪質な不正が疑われる場合
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、特定子ども・子育て支援施設等が法第58条の9第1項各号および第58条の10第1項各号に該当することが疑われる場合
- 2 実地指導中に、特定子ども・子育て支援施設等を利用する小学校就学前子どもの生命または身体の安全に危害を及ぼす恐れがあると認められる状況を確認した場合は、一刻も早い危険の除去に努める。

(監査の実施等)

第12条 監査は、次に掲げる事項に該当する情報を踏まえて、区長が違反疑義等の確認について特に必要があると認める場合に実施する。この場合において、事案の緊急性・重大性を踏まえ、必要に応じて、事前通告なく監査を行うことが適切な場合があることに留意する。

- (1) 特定子ども・子育て支援施設等において著しい運営基準への違反が確認された場合
 - (2) 特定子ども・子育て支援施設等および施設等利用給付認定保護者の施設等利用費の請求に、著しい不当が疑われる場合
 - (3) 意図的な隠ぺい等の悪質な不正が疑われる場合
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、特定子ども・子育て支援施設等が法第58条の9第1項各号および第58条の10第1項各号に該当することが疑われる場合
- 2 区長は、監査を行うことを決定したときは、監査の根拠規定、目的、場所、担当者および準備すべき書類等を文書により設置者等に対して通知する。ただし、実地指導中に監査への変更を行った場合等、これにより難い場合はこの限りでない。
- 3 区長は、監査を実施した場合は、その結果、法第58条の9第1項に定める勧告には至らないが、改善を要すると認められる事項がある場合および施設等利用費等の返還を要すると認められる場合は、文書によりその旨を通知するものとし、改善を要すると認められる事項がない場合も、文書により通知を行う。
- 4 区長は、前項の文書により通知した指摘事項の改善を要すると認められる指摘事項については、当該通知の日から30日以内に文書により改善報告を求めるものとする。

(勧告)

第13条 区長は、法第58条の9第1項に基づき、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該特定子ども・子育て支援提供者に対し、期限を定めて、基準を遵守すること等を勧告することができる。

- (1) 幼稚園または特別支援学校の設置者および一時預かり事業を行う者(国および地方公共団体(公立大学法人を含む。)を除く。)を除く特定子ども・子育て支援提供者が、内閣府令で定める基準に従って施設等利用費の支給に係る施設または事業として適正な特定子ども・子育て支援施設等の運営をしていない場合
- (2) 法第58条の4第2項の内閣府令で定める特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準に従って施設等利用費の支給に係る施設または事業として適正な特定子ども・子育て支援施設等の運営をしていない場合
- (3) 法第58条の6第2項に規定する便宜の提供を施設等利用費の支給に係る施設または事業として適正に行っていない場合

2 前項第1号の場合においては、区長は、幼稚園または特別支援学校の設置者および一時預かり事業を行う者(国および地方公共団体(公立大学法人を含む。)を除く。)が設置基準および一時預かり事業基準に従って施設等利用費の支給に係る事業として適正な子ども・子育て支援施設等の運営をしていないと認めるときは、東京都知事に通知しなければならない。

3 勧告は、原則として文書により行い、特定子ども・子育て支援提供者は、勧告の日から30日以内に文書により改善報告書を提出するものとする。

4 区長は、第1項の規定による勧告を受けた特定子ども・子育て支援提供者が期限内にこれに従わなかったときは、区長は、法第58条の9第4項の規定に基づき、その旨を公表することができる。

(命令)

第14条 区長は、特定子ども・子育て支援提供者が正当な理由がなく勧告に係る措置をとらなかったときは、法第58条の9第5項の規定に基づき、当該特定子ども・子育て支援提供者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。

2 命令は、原則として文書により行い、特定子ども・子育て支援提供者に命令から30日以内に文書により改善報告書を提出させる。

3 区長は、特定子ども・子育て支援提供者に対し、第1項の規定による命令を行ったときは、法第58条の9第6項の規定に基づき、その旨を公示するとともに、遅滞なくその旨を当該特定子ども・子育て支援施設等の認可等を行った東京都知事等に通知する。

(確認の取消し等)

第15条 区長は、特定子ども・子育て支援施設等が第58条の10第1項各号のいずれか

に該当する場合においては、当該特定子ども・子育て支援施設等に係る確認を取り消し、または期間を定めてその確認の全部もしくは一部の効力を停止(以下「確認の取消し等」という。)することができる。

- 2 区長は、前項の規定による確認の取消し等をしたときは、法第58条の11第1項第3号の規定に基づき、遅滞なく、当該特定子ども・子育て支援を提供する施設等の名称および所在地等を公示しなければならない。

(聴聞等)

第16条 区長は、監査の結果、当該設置者等に対して、第14条に規定する命令または前条に規定する確認の取消し等の処分(以下この条において「取消処分等」という。)を行おうとするときは、監査後、取消処分等の予定者に対して、行政手続法(平成5年法律第88号)第13条第1項各号の規定により聴聞または弁明の機会の付与を行わなければならない。ただし、同条第2項各号に該当するときは、この限りでない。

(関係機関への情報提供)

第17条 区長は、区が確認権限のない特定子ども・子育て支援施設等の利用者に対する施設等利用費を支給している場合で、第12条第1項各号に規定する情報を取得し、違反疑義等の確認について特に必要があると考えられるときは、確認権限のある区市町村に当該特定子ども・子育て支援施設等の監査の実施を要請することができる。

- 2 区長は、他の区市町村から要請を受けて、区長が確認権限のある特定子ども・子育て支援施設等の監査を実施する場合は、その監査結果および改善報告書等について、要請を行った区市町村のほか、当該特定子ども・子育て支援施設等の利用者への施設等利用費を支給している区市町村にも情報提供を行う。
- 3 区長は、第11条第1項に該当する状況を確認した場合は、東京都に対して、集団指導の概要、実地指導の指導結果および改善報告の内容について情報提供を行う。
- 4 実地指導中に、特定子ども・子育て支援施設等を利用する小学校就学前子どもの生命または身体の安全に危害を及ぼす恐れがあると認められる状況を確認した場合は、速やかに東京都に情報提供を行う。
- 5 区長は東京都に対して、監査結果、改善報告の内容、行政上の措置等について、必要に応じて情報提供を行う。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、子ども未来部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和6年10月1日から適用する。

別表 評価区分（第4条関係）

評価区分	指導形態	
C	文書指摘	<p>福祉関係法令および福祉関係通達等に違反する場合（軽微な違反の場合を除く。）は、原則として、「文書指摘」とする。</p> <p>ただし、改善中の場合、特別な事情により改善が遅延している場合等は、「口頭指導」とすることができる。</p>
B	口頭指導	<p>福祉関係法令以外の関係法令またはその他の通達等に違反する場合は、原則として、「口頭指導」とする。</p> <p>ただし、管理運営上支障が大きいと認められる場合または正当な理由なく改善を怠っている場合は、「文書指摘」とする。</p> <p>なお、福祉関係法令および福祉関係通達等に違反する場合であっても、軽微な違反の場合に限り、「口頭指導」とすることができる。</p>
A	助言指導	<p>法令および通達等のいずれにも適合する場合は、水準向上のための「助言指導」を行う。</p>